平成２２年（フ）第２１１６号
東京都葛飾区南水元１丁目30―６―507
債務者　渡邉　早苗
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１７号
東京都墨田区八広６丁目37―12
債務者　木内明日香（旧姓日詰）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１１９号
千葉県松戸市松戸1567―101
債務者　櫻井　直樹
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２０号
千葉県市川市柏井町１丁目1254―39
債務者　小松砂千夫
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１２２号
東京都台東区根岸２丁目５―17―502
債務者　吉本　　了
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１３６号
神奈川県相模原市相模湖町与瀬870―２
債務者　内川　由里
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４５号
東京都中野区丸山２丁目16―５
債務者　山口　貴史
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４６号
神奈川県川崎市川崎区小田４丁目17―３
債務者　北田　和弘
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１４８号
東京都杉並区宮前３丁目34―10　藤荘３
債務者　高橋　　守
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２１５８号
東京都練馬区富士見台３丁目11―７古野方201
債務者　高橋　里奈
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第６８４号
神奈川県相模原市横山台１丁目１番１号　田所コーポ303
債務者　瀧本　秀美（旧姓菊池）
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第６８５号
神奈川県相模原市新磯野４丁目７番１―412号
債務者　佐藤　隆行
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第８３号
東京都昭島市玉川町１丁目14番１号吉野コーポ201号
債務者　大貫　裕也
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月14日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第６９号
東京都東大和市向原５丁目1081番地竹内荘Ｂ―202号
債務者　藤井　　徹
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１３号
神奈川県相模原市相模大野３丁目15番18―504号
債務者　尾田　和子
1　決定年月日時　平成22年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第３５号
神奈川県座間市新田宿116番地の１　ファランドール座間101号
債務者　羽賀　友香
1　決定年月日時　平成22年２月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部